



賃金未払いを許さない！！シリーズ③

ここから全て始まった！！

●始まりは社員の気付きから

2022年3月12日ダイヤ改正から「乗務員の業務等の見直し」が実施され、点呼時間が2分早まる。

●2022年4月の出来事

「あれ？いつもと同じ作業をしているのになんで到着点呼に遅れるのだろう？」他にも点呼に遅れる社員が続出。おかしいと思った社員はここで現場上司に相談する。上司は「支社には報告します」と返答。

●2022年10月の出来事

この年にダイヤ改定が行われた。しかし労働時間の変更されず。再度現場上司に相談しても「支社には言ってるんですがね」で終わり。

【ここで、労働時間の付与が修正されていれば、賃金未払いは拡大しなかった！】

私たちは働いた分、賃金をもらう。これは極めて当然のことであるが、そうならないのではないかと労働時間の改ざんによる賃金未払いという極めて重大なコンプライアンス違反という認識のもと支社に対して申し入れを提出。

団体交渉の場で支社は労働時間の改ざんによる賃金未払いを認めることとなる。

**賃金未払い=コンプライアンス違反
その責任と再発防止を強く求める！**